

議案第201号

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年12月19日提出

京丹後市長 中山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市やさか老人保健 施設ふくじゅ	京丹後市弥栄町溝谷5422 番地の1	京丹後市弥栄町溝谷3464番地 社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ】

議案第201号 参考資料

選定基準			審査項目	配点 (満点)	社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会		失格点	
	個別配点	×3人			得点	得点率		
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	30	100%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	120	運営の基準、サービス提供内容への取組み	30	19	92	77%	36未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51	41			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	14			
			利用者等の要望の把握	6	6			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	12			
施設の効率的な運用が図られるものであること。	30	90	収支計画の妥当性	48	24	48	53%	27未満
			収支改善策	18	12			
			利益の使途	24	12			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	20	60	経営理念の健全性	3	3	45	75%	18未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	24	12			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12			
			団体による本事業への支援体制	3	3			
			事務・会計処理の能力	6	6			
			従業員研修・教育の妥当性	6	3			
			雇用効果	6	6			
計【配点100×3人=300】				300	215	72%	180未満	

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 12 月 定例会

議案の件名	議案第201号 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの指定管理者の指定について	政策等の区分	計画・事業・条例 その他()																		
«政策等の概要»	«市民参加の状況»																				
京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅは、令和3年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とする。 地方自治法第244条の2第3項の規定により社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会を指定管理者に指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。			有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																		
«政策等の必要性»	«財源措置の状況» (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th><th>国庫支出金</th><th>府支出金</th><th>市債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R8~R12年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>O</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R8~R12年度						O						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																
R8~R12年度																					
O																					
«提案に至るまでの経緯»	«将来にわたる効果及び経費の状況»																				
京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの管理・運営については、令和3年度以降は市と現指定管理者の社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会とで行ってきており、指定管理者として大きな問題もなく、健全な管理・運営を行っている。 そうした状況を踏まえ、令和8年度以降も引き続き社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会が指定管理者として管理することが、合理的かつ効率的である。			指定管理者制度を継続することで、引き続き民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図ることができ、施設の一層の効用増加が期待できる。指定管理者に選定された候補者は、継続管理となるため本施設の管理運営全般を熟知しており、引き続き、利用者等が安心して利用しやすい施設として、管理運営されるものと期待できる。 また、納入金として年間事業収支差額の50%を指定管理者から市へ納入する。																		
R7.5.12 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R7.7.24 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会を選定	«総合計画等の整合»																				
			まちづくり27の施策 4 健やかで生きがいのある健康長寿のまちづくり																		
«政策等の実施時期»			○他の計画(該当する場合のみ)																		
指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。			計画名称 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画 策定年度 令和5年度 計画期間 令和6年度～令和8年度 担当部局 担当課 添付資料(有の場合は、その名称) 健康長寿福祉部 長寿福祉課 有・無																		